健／令03-05　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和３年１０月１５日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

　**「被扶養者調査」が実施されます。**

毎年実施しております「被扶養者調査」が、今年も１１月１５日から実施されます。

健康保険法施行規則第５０条および厚生労働省の指導に基づいて、皆様の大切な保険料を適正かつ公平に運用するため、被扶養者の資格確認を行っています。

調査の詳細は下記のとおりです。

収入などの実態を確認する為に「証明書類」の提出をお願いしております。1２月の提出時に間に合うよう、ご準備をお願いします。

**【調査対象者】**

令和３年１０月末現在の被扶養者全員

（海外駐在者の被扶養者は除く）

**【スケジュール】**

令和３年１１月１５日　　書類配布

令和３年１２月１５日　　書類提出

令和４年　２月　　　 　 結果通知

**【被扶養者の資格条件】**

**◆「日本国内に居住していること（住民票があること）」（国内居住要件）**

外国に一時的に留学している学生等、海外居住であっても日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、例外として国内居住要件を満たすこととされます。

**◆「主として被保険者の収入によって生活をしていること」　（収入条件）**

被扶養者の年間収入が１３０万円（６０歳以上または障害厚生年金受給者は１８０万円）未満であって、原則として被保険者の年間収入の２分の１未満であること。

**（ 被保険者と同一世帯に属していない場合）**

　被扶養者の年間収入が１３０万円（６０歳以上または障害厚生年金受給者は１８０万円）未満であって、原則として被保険者からの援助（仕送り）による収入額より少ないこと。

⇒仕送り証明の提出が必要です。

**！ご注意！**

税法上の扶養と基準が違います。健康保険では、「所得」でなく「収入」で判断します。

ただし、自営業者の場合は「所得」で判断します。

自営業者の「所得」は、税法上の限度内（現在は４８万円以下）となります。また従業員を雇っている場合は、認定対象になりません。

また、非課税の「遺族年金」「恩給」も健康保険では収入の対象になりますのでご注意下さい。

**【主な証明書類】**

**＊ 収入及び、収入なしの証明（16歳以上の方）　注１）**

市区町村民税の証明書　…市区町村役場で発行（令和3年1/1に住民票があった所）

タイトル：令和３年度証明書（内容は、令和2年1月～令和2年12月の収入を証明）

〈名称の例〉

「課税証明書」、「非課税証明書」、「所得証明書」、「住民税証明書」等のいずれか

* 記載項目に収入金額・所得金額欄がある証明書が必要です。

※市区町村によって、証明書の名称が違いますので、窓口でご確認下さい。

 ※収入がない場合も、収入なしの証明として提出が必要です。

収入金額０円、または空欄、＊マークで記載され発行されます。

**注１）下記の方は証明書類の提出は不要です。**

* 学生
* 令和3年6月以降新規認定者
* 令和3年1月1日に海外に居住

**＊　給与以外の収入がある場合の証明**

「営業所得」・「事業所得」・「雑所得」・「農業所得」・「不動産所得」等

　税務署の受付印のある「確定申告書」及び「収支内訳書」のコピー

　 ※税務署に申告せずに、市区町村に申告している場合は、その申告書のコピー

**＊ 年金収入の証明**

　　年金の「支払い通知書」または「改定通知書」のコピー

　※遺族年金・恩給を含みます。

**＊ 学生である証明（高校生以上）**

　「学生証」または「在学証明書」のコピー（通信制は収入証明も提出して下さい）

**＊ 仕送りをしている証明（別居の方）**

　　振込人（被保険者）と受取人（被扶養者）の名義が記載された「金融機関の振込控え」の**コピー1年分**（前回提出分以降から１年分）

**下記の方は、別居でも「仕送り証明」の提出が必要ありません。**

1. 本来同居であるが、被保険者が「単身赴任」で、別居している家族
2. 「学生」で、通学の為に別居している子供

③　本来同居であるが、施設（老人・障害）に入所する必要があり、別居している家族

※③については、施設に入所している「入所証明」の提出が必要です。